

高齢者の地域生活における成年後見人による支援

—事例分析からみるその可能性と課題—

税所真也

(東京大学大学院 人文社会系研究科 社会文化研究専攻 社会学研究室)

<要旨>

本稿は、成年後見制度を利用することになった、ある社会福祉法人のグループホームで生活する高齢者の事例から、成年後見人による支援を「専門職」「本人意思」「自己決定支援」の観点から検討することを通して、成年後見人の支援に内包された課題を浮かび上がらせ、問題提起を行なうことを目的とする。

本稿で紹介する事例は、グループホームで生活する本人（重度の知的障がいと自閉症）に、第三者の成年後見人（専門職）が選任された結果、親族の意向にしたがって施設契約の解除を行なうなど、本人の居場所をめぐって福祉支援者と成年後見人が衝突した事例である。この一事例には選任された成年後見人が、「数十年生活してきた本人の居場所をどう考えるか」、「本人にとって唯一の身寄りである親族の意向をどう扱うか」、そしてなにより「本人の意思をどのように把握し、位置づけるか」といった重要な論点が多々含まれていることが特徴である。

事例を分析した結果、以下の3点が本稿の知見として導かれた。①成年後見制度の利用によって、第三者機関における福祉支援者の異議申立の扱いが変容し、成年後見人と福祉支援者とのあいだには立場の圧倒的な非対称性が生じること、②福祉専門職と法律専門職とのあいだには、本人意思の取扱に大きな違いがあること、③第三者の成年後見人の利用には、当事例を含めて3つのパターンの対立や衝突の組み合わせがあり、これらが顕在化する可能性がつねに含まれているということである。

<キーワード>

専門職

本人意思

自己決定支援

【はじめに】

社会構造が変化するにともない、家族の位置づけも同時に変化しつつある。この背景には、「世帯構造の変動」「家族機能の縮小」「家族意識の変容」といった社会的な要因が存在している。こうしたなか、家族という関係性を絶対的なものとして位置づけるのではなく、家族を超えたケアへの理解が求められるようになってきた（杉井 2012: 31）。とはいえるをいかに実現することができるのか、その方法の提示は容易ではない。このような問題背景から個人の生活を、家族のみならず社会でいかに支えていくかが社会的な課題として問われる中、注目を集めているものとして成年後見制度がある。

成年後見制度とは、判断能力への支援を必要とする認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者に対し、家庭裁判所によって選任された成年後見人がその財産管理と身上監護（生活全般にわたる契約行為）を本人に代わって支援する制度である¹。この成年後見人が選ばれるさい

従来は親族によって担われてきた後見人の役割が、親族ではない第三者（司法書士・弁護士・社会福祉士などの専門職）によって担われるようになってきた。その変化はこの15年で急激に変化し、2014年には第三者の成年後見人が全体の65%までを占めるようになった（最高裁判所 2014）。

この第三者的成年後見人（以下、第三者後見人）は、なにに可能とし、判断能力が低下した個人の生活をいかに支えることができるのか。そして、第三者後見人による支援にはいかなる課題を抱えているのか。本稿は、成年後見制度を利用することになった、ある社会福祉法人のグループホームで生活する高齢者の事例から、成年後見人による支援を「専門職」「本人意思」

「自己決定支援」の観点から検討する。これらの作業を通して、成年後見人の支援に内包された課題を浮かび上がらせ、問題提起をおこなうことを本稿の目的とする²。

【問題設定】

ケアの社会化の限界と成年後見制度による補完

2000 年に介護保険が導入されて以降、介護の役割は、家族から外部の介護事業者によって担われるものへと変化した。これが、いわゆる「ケアの社会化」である。一方家族が担うのは、介護や家事といった具体行為のみならず、生活をマネジメントという形での、ケアの「管理・調整主体」としての立場があるとされ、これは、ケアが社会化されても家族に留まり続けるものとして考えられてきた（藤崎 2000, 2006）。たとえ、介護者が遠距離にあっても介護場面での自己決定やマネジメントの責任主体としての役割は、家族内に留まり続けると考えられてきたのである（中川 2004）。しかしながら、成年後見人は、財産管理のみならず安全で安定した本人の生活環境の構築についても、一定の範囲（善管注意義務）で責任を負っているため、第三者後見人が選任されることにより、「ケアの責任主体」としても役割も親族から成年後見人へと移行することと考えられる。すなわち、本人の生活環境を整えるためのサービス管理や費用の支払いなどは、第三者後見人の責任のもとで果たされるようになるからである。この点で、第三者の成年後見人が選任されることは、家族から本人のケア責任を解放するものとして捉えられるものである（税所 2014）。

しかしながら、選任された第三者後見人は、本人のケアマネジメントをいかに行っていくのだろうか。これまでケアに関する議論が蓄積されてきた一方で、本人の生活を成年後見人がいかにマネジメントしていくのか、といった点から検討がなされた社会学的研究はほとんどみられないのが現状である³。したがって本稿では、成年後見人が本人の福祉サービスの契約をめぐり、福祉支援者と衝突した事例についてフィールドワークを行い、成年後見人による支援に内包された可能性と課題について検討する。

【研究方法】

2014 年秋から 2015 年春にかけて行われた、インタビュー調査とフィールドワークで得た資料を分析対象とする。当事例は知的障がい者福祉において長い歴史を有し、1980 年代初頭から全国に先駆け、グループホームによる地域生活支援を行ってきた A 市社会福祉法人にて、2011 年に起きた事例である。本人は、重度の知的障がいと自閉症を抱える 60 代男性高齢者であったが、当該の社会福祉法人との契約解除

をめぐって、成年後見人とトラブルになった。すなわち、成年後見人による福祉契約をめぐる対応が、本人の権利擁護にはならないと福祉支援者によって捉えられた事例である。本稿は、当事例に関与した福祉支援者の問題意識、そして当該の成年後見人（弁護士）の見解と立場、さらに親族の主張を含めた、複数のステークホルダーの視点から多角的に分析し、成年後見人の介在によって、本人のケアマネジメントにおいて、なにが問題として浮上し、いかなる点が成年後見人と福祉支援者の間で争点化したかを中心課題として当時の状況を再検討する⁴。

これにより、第三者後見人の選任によって、ケアにおける「管理・調整」主体が、親族から第三者後見人へと移行した結果、なぜ成年後見人の対応が本人支援につながらないと福祉支援者が考える事態が生じたのかを考察する中で、成年後見人の支援において考慮すべき課題を明らかにする。事例の分析にあたり、とくに、成年後見人と福祉支援者における「本人意思」「自己決定支援」「ベスト・インタレスト（最善の利益）」の扱いと作法の専門職間の違いが鍵となる。

【先行研究】

1990 年代の社会福祉基礎構造改革を通じた福祉サービスの措置から契約への流れの中で、サービス利用当事者の「自己決定」が重視されるようになった。他方で、認知症高齢者や知的障がい者等の契約をめぐる「自己決定」は、「家族による決定と管理」へと置き換えられることになった（藤崎 2000, 2006）。というのも、既述のように、介護役割が事業者に移譲された一方で、介護や家事にはあらわれない、生活のマネジメントをおこなう「管理・調整主体」としての役割や、介護場面の自己決定支援の役割は家族内に留まり続けたからである。こうした状況に対し、成年後見人は「善管注意義務」の範囲で責任をもつことに加え（上山 2008: 64; 井上 2014）、本人の意思決定を尊重し、本人の自己決定を支援する存在として法的に位置づけられたことが、本稿の分析において重要な点である⁵。この「自己決定支援」の観点からもうひとつ重要なのが、これまでの知的障がい者の自己決定研究——おもに社会福祉学を中心に展開してきたもの——が、本人および支援者の二者関係における分析を想定してきたことである。たとえば、「日本の知的障害福祉領域の先行研究」は、「支援者から本人への働きかけが中心であり、支援や環境が自己決

定に与える影響は明確にされていない」（笠原 2006: 43）と指摘されるように、本人と支援者の「二者関係」(ときに親族を加えた三者関係)から、本人の自己決定を捉えようとするものが中心であった（沖倉 2013: 89）。しかしながら、成年後見人は本人を代行して福祉サービスをはじめとした契約を執り行うなど、本人の自己決定支援においても、大きな影響を与える存在だといえる。したがって、本人と福祉支援者（または親族）によって、自己決定が行われてきた場に、第三者が本人の法的代理権を有する成年後見人という立場で介在するとどうなるのか、といった問い合わせの重要性がここに浮かび上がる。すなわち、本研究はこの点から、知的障がい者の自己決定を支える環境要件のひとつとして成年後見人の存在を捉え、成年後見人による生活上の意思決定への関与の仕方を福祉支援者や親族との関係性から分析することによって、既存の先行研究を補足することが可能となり、ここに、先行研究に対する本稿の意義がある。

【事例検討】

以下の事例は、個人の特定を避けることを目的とし、個人的な属性にかかる情報には、匿名化するための処理が施されている⁶。なお、本文中の「X」は福祉支援者を指すものとする。

福祉支援者の見解

本人は現在 60 代の男性であり、重度の知的障がいと自閉症があるが、会話はできる。家族には、県外で飲食店を営む両親と、重度の身体障がいを抱える姉がいたが、両親は近年亡くなった。本人は養護学校を卒業し、ふたつほどの作業所に通ったが、暴力行為があり、作業所内でも、母に対しても、さらに通行人の女性などに対しても暴力を振るうなどがあり、安定した生活を送ることができなかった。

こうした状況のなか、1980 年代に障害者運動で有名な B さんから相談があり、当該社会福祉法人（以下、当該法人）が運営するグループホームと作業所で受け入れることになった。受け入れ当日は、父親が本人をターミナル駅まで連れ、そこで当該法人の職員に引き渡し、グループホームまで来た。ここから当該法人での支援生活が始まった。一年ほどして生活には慣れたが、当該法人の作業所でも暴力行為は続きなかなか安定しなかった。

2000 年頃になり、ようやく本人の暴力も落ち着いてきた頃に、父が亡くなり、その二年後には母が亡くなった。生前、両親は長年にわたる本人からの暴力と姉からの罵声で精神的にまいっており、夫婦そろって離婚の相談に訪れたり、姉の入所を依頼したりすることがあった。当該法人のグループホームへの姉の体験入所もおこなわれたが、結果的に知的障がいをもつ利用者を中心とした環境は、身体障がい者の姉には馴染まなかったという経緯があった。また、姉はこれまで、身体障がい当事者として障害者解放運動に主体的にかかわってきた。一時は金融機関に就職して数千万円の預金をつくったが、他方で金遣いも荒く、父親から金をせびるなどのわがままも頻繁にみられた。また、何に対しても「人権」を押し通そうとするところがあり、障害者解放運動の支援者が手を焼くこともあった。

こうして、本人に残された親族は姉のみとなり、母の葬儀のあと、「お母さんに苦労をかけたことを自覚しているか」と X が姉に強く説教をした。親身な気持ちによるものだった。しかし、そのことに姉は反感を抱き、X との交流を避けるようになった。一方で、姉は年上であることを自覚して、親代わりとして責任を果たしていくとする気持ちがあった。そして亡くなった両親の財産分与をきっかけとして、姉は自身と本人の取り分を確定させるため、成年後見制度の利用を検討しようと地域の弁護士会に相談した。本人財産の取り分を決めるにあたっては、X は本人の取り分についての代弁者の立場から、姉が生前贈与として受け取っていたまとまった金銭についても考慮に入れるべきだと進言したが、それらはあくまで親からの小遣いだったと姉は主張した。そして、財産については成年後見人と相談するから、「これ以上、口出ししないで欲しい」と X に告げた。

こうした事情により、姉は（30 年ものあいだ当該法人で継続してきた）本人の生活を変え、当該法人のグループホームから本人を自身の近所の施設に移したいとの希望をもつようになった（両親は、自分たちの死後も引き続き当該法人での生活が続くことを願っていたと X は理解している）。そして 2011 年に、姉が家庭裁判所に成年後見制度の申立てをおこない、第三者の弁護士 C 氏が成年後見人に選任された。C 氏が成年後見人を受任するのは、初めてのことだった。選任後 C 氏は当施設に一度挨拶に来て、このときに本人と面会した。この時点では居場所を移動するという話は出ていなかったので、本人意思を確認する会話はなかった。

その後、姉との間でいろいろとあり、施設を変えたいという話が成年後見人から出てきた。そしてつぎに C 氏が来たときには、同じ事務所に所属する 7 人の弁護士を率いて、総勢 8 名で当施設を訪れ、本人と面会（本人の意思を確認）することなく、X に対し「本人の身柄を引き渡すように」と迫った。X は私有地内に一步も入らないように告げ、道路と敷地の境界を挟んでの押し問答の末、成年後見人に本人の身柄を引き渡すことを拒否した。数年前にも X のもとで成年後見人をめぐる同様の事件が起きており、これしか成年後見人による強引な身柄引き渡し行為から本人を守り、本人の意思に反する事態を防ぐ方法はないと考えていたからである。

一ヶ月あまりを経て、X はこの件で上記 8 名の弁護士から、人身保護法で訴えられた。[人身保護法とは、「不当に奪われている人身の自由を、司法裁判により、迅速、且つ、容易に回復せしめることを目的」として、「法律上正当な手続によらないで、身体の自由を拘束されている者は、この法律の定めるところにより、その救済を請求することができる」というものである。] 事件名は、「人身保護請求」であった。裁判の過程で X に示された裁判所の見解によれば、「成年後見人が決めたことであれば、仕方ありません。本人に代わって契約をするのが〔成年〕後見人であれば、取り消すのも後見人です。そして、（貴会との）利用契約はすでに成年後見人によって取り消されています」とのことだった。

その後すぐに X は「全国障害者解放運動連絡会議(全障連)」で活動する B 氏に相談した。20 年前に本人を当該法人に受け入れたのは（全障連の生みの親の一人である）B 氏を通じてだったからである。B 氏の紹介によって、全障連を支援する D 弁護士の協力を得られることとなり、D 弁護士から成年後見人 C 氏を説得してもらった。これは、成年後見人 C 氏と D 弁護士が互いにもともと面識があったことで、可能とされたことだった。D 弁護士の計らいにより「人身保護法」をめぐる訴えは取り下げられ訴訟自体は解決した。成年後見人 C 氏は、その後一年ほどは当該法人に姿を見せることはなかった（本人と面会することもなかった）が、いまでは会計上の書類のやりとりを月にいちど行うと同時に、毎年夏に訪問がある。そして、本人は現在も以前と変わらず、当該法人での生活を続けている。

成年後見人（弁護士）C の見解⁷

まず本人の意思を知るにあたり、本人の発言をそのまま鵜呑みにしてよいのかという点がある。判断能力が減退していることが成年後見制度を利用する上での前提とされているためである。このため、本人の意思を知るには本人の周りから話を聞くことが必要である。今回、それは本人の姉と福祉支援者であった。

しかしながら、福祉支援者は、申立準備の段階から〔知的障害の〕診断書が提出されないと、非協力的であり、当初から後見人に対する敵意がみられた。成年後見制度を使うことに対して喧嘩腰であったため、話を聞くことに恐怖も感じた。こうしたことから、施設の方の協力が不可欠とは思いながらも、本人と会うことができなかつた。

親族の意見と支援者の意見が衝突したときには、相互の意見を成年後見人として客観的に判断することが重要であると考えている。もちろん親族はクライエントではなく、成年後見人は姉の代理人でもない。今回、親族である姉の意見として理解したのは、①本人には自由に移動できる自由があるはずで、なぜほかを試すこともできないのか、②本人のお金が（施設で）どのように管理されているのかをはっきりさせたい、という点であった。家族が本人と自由に会えるのは当然のことであり、お金についての不信も明らかにする必要があった。当初は、金銭トラブルがあるのではないかと疑ったが、結果として〔施設の〕金銭管理に不明な点はなく、大まかではあったが問題なく行われていたことを確認した。

成年後見人として、虐待などが行われておらず、お金の使い込みもなされていないことが確認できた。そのうえで、自閉症についてはわたし〔成年後見人〕も専門外であり、理解も浅いため、居所を移すことによって必ず問題をともなうものであるのかについては、認識不足であった。現在は二件〔本件のほかにもう一件〕の成年後見人を受任中である。

もうひとりの福祉支援者 Y の見解⁸

本人は、テレビで漫才などが行われていると急に興味を示す。また知っている音楽が流れているのを聞くと「キャンディーズやな」などと反応する。予定を伝えておかないとすぐに混乱し、「いまどこですか？」「どこに行くんですか？」としきりに尋ねる。嫌なときには嫌だとはつきり言う。こうしたことから本人には明確

な意思があると考えられる。

数年前のある日、障がい者向けのコンサートに本人が姉と一緒に行くのに同行したことがある。本人は姉といることに照れており、積極的に話すことはなかったが、一緒にいることを嫌がっているという様子もなかった。また、姉が本人のことを親身に心配している様子もうかがわれた。姉が本人の近くで一緒に暮らしたがっているという率直な気持ちが感じられた。この点では、姉に対する印象は、Xとは若干異なる。

日曜日になにをしたいかと希望を尋ねると「〇〇に行きたい」とはつきり述べる。多くは本人が生まれ育った場所の近くに行くことを希望する。そこは車で30分程度の場所であるが、ときおり失踪し、それらの場所の付近で発見されることがある。とはいっても、そうしたことがあってもホームに帰ることを拒否したことではない。したがって、本人はいま生活する場所が自分のホームだと分かったうえで、ときに生まれ育った愛着のある場所を訪れたいとの気持ちが高まるのではないかと思う。

本人は、事前に伝えておけば、旅行に行ったり、新しい場所で作業を行うことも可能である。よって、場所の移動が必ずしもパニックを引き起こすとは限らないのではないか。

執筆者による見解（本人との面談）

執筆者と福祉支援者が面談している部屋に、本人は入ってくるなり、「〇〇さん」と執筆者の名前を呼び、頭を下げた。支援者が前々から当日の予定を本人に繰り返し伝えておいたためであろう。本人は支援者によって着席を促され、座ったが落ち着かない様子であった。菓子折のなかから好きなものを選んでもらうため、どれにするかと支援者が本人に聞くと、包装に書かれた文字をみて「ブルーベリー」と言って自分で選んで食べた。執筆者が「ホームでの生活はどうですか」と尋ねると、「分かりません！」と述べた。それから数分すると、そわそわして立ち上がり、部屋を3メートルほどの幅で行ったり来たりし始め、やがて本人は部屋を出ていった。少しして上の階から叫び声のようなものが聞こえた。支援者によれば、緊張して興奮状態に入ってしまったとのことだった。

翌日、本人が座る作業机の向かいに15分ほど執筆者が座った。とくに話しかけることはせずに、支援者が本人に話しかける様子を見守っていた。「昨日の日曜日はなにをしましたか？」「朝ご飯はなに食べましたか」といった問い合わせ

けに、無言だったり、「分かりません！」と本人は答えていた。その後、二時間ほどして、執筆者の近くに本人のほうからやって来た。支援者によれば、「〇〇さん〔執筆者〕と話したいそうですよ」ということであったが話題を見つけられず、とくに話しあできなかつた。ときおり、ちらちらとこちらに視線を向け、執筆者の存在を確認している様子だった。さらに数時間して、帰り際に挨拶すると、鏡を通してこちらを見ているのが分かつた。

本人は好き嫌いについての意思表示を行っていること、安心でき信頼できる人に対しては、落ち着いてその場にいられること、毎回ではないが希望を伝えられることが分かつた。

【結果】

本稿が重視する「専門職」「本人意思」「自己決定」の観点から、当事例の要点は以下の三点にまとめることができる。

第一に、成年後見人と福祉支援者の自己決定の扱いと作法との関連から、選任された成年後見人が、本人と面会しての意思確認を行わなかつたため、福祉支援者にとっては、成年後見人が本人の「意思」を無視するかたちで、本人の居所を親族の近くへ移動させようとしているように捉えられた点。

第二に、親の存命中は福祉支援者とのあいだに長年のつきあいのなかで築かれた信頼関係があり、本人の生活にも一定の安定がみられたが、親が亡くなったことをきっかけに親族と福祉支援者との関係性が変化した。そして遺産相続のために成年後見人が必要となり、成年後見人と福祉支援者とのあいだで本人の支援をめぐるコンフリクトが生じた点。

第三に、「代弁者・権利擁護者」の役割をめぐる緊張関係から、成年後見人と福祉支援者とのあいだで、本人支援のあり方をめぐって対立したさい、本人を交えた専門職間の話し合いがもたれることはなかつた点、である。

知的障がい者の自己決定についての論点は、これまで先行研究が本人と福祉支援者の二者関係のなかで論じられてきたのに対し、本稿は、本人、福祉支援者、成年後見人の三者関係（親族を入れると四者関係）のなかで自己決定がなされる場を分析対象として、成年後見人が本人の法的代理人として加わるときに、本人の自己決定支援のあり方の変容を捉え、経験的に検討する点に特長がある。よって、以降では、「本人意思の捉え方」「成年後見人の情報源」「専門職連携」に着目し、対象事例を分析する。

【分析】

専門職間における「本人意思」の扱いの違い

知的障がい者当事者の意思決定について、福祉支援者と成年後見人とのあいだで扱いが異なっていた。福祉支援者が本人には意思があり、ラポール関係にある人物とのあいだでは、会話や仕草によって本人は明確な意思表示を行っているとみていたのに対し、成年後見人は「本人の意思を知るにあたり、本人の発言をそのまま鵜呑みにしてよいのか」というように、本人の言い分をそのまま受け取ることは留保すべきだと考えていた。「判断能力が減退していることが成年後見制度を利用する上の前提とされている」からこそ、成年後見制度の利用者本人の意思表明には、慎重であるべきだと考えた。

支援における情報源

本事例では、本人の意思がどのように表されるかを成年後見人が本人との面会によって確認することはなかった。これには上述の「本人の発言をそのまま鵜呑みにしてよいのか」という成年後見人の考えに加えて、もうひとつ理由があった。親族によって成年後見制度の申立て手続きがなされた当初から、福祉支援者 X が非協力的であり、成年後見人への敵意がみられ、話しを聞くことに恐怖を感じていたからだった。たしかに、当該法人では、成年後見人をめぐる同様の事件が数年前に起きており、親族によって申立てられた成年後見人 C に対し、福祉支援者 X が警戒感を強めていたことは事実であった。こうした事情から、成年後見人は「施設の方の協力が不可欠とは思いながらも、本人と会うことができなかつた」と述べた。

こうして成年後見人が本人の意思を推定するための情報源は、唯一の親族である姉に絞られることになった。調書における姉の主張は、本人に自分の近くに住んでもらいたいことと施設側の金銭管理についての不信であった。本人の意思をだれが代弁できるのかについて、福祉支援者は、本人に会っていない成年後見人と、30 年近くほとんど本人と会うことのなかった親族には本人の意思は分からないと考えた。他方で成年後見人は、本人の意思を知るために、親族と福祉支援者の双方の意見を知る必要があることは認めつつ、じっさいには、福祉支援者 X との関係が良好ではないとの理由から、本人および本人をよく知る福祉支援者には会えず、成年後見人は親族の主張のみを情報源として行動することになった。

専門職連携

成年後見人は本人の意思決定の法的な代理人であるが、福祉支援者との関係が悪化していたため、本人と会わずに支援を進めていかざるを得なかった。その過程で本人の支援をめぐってとられた手段が、同じ事務所における 8 名の弁護士による直接の身柄引き渡し要求とこれに続く「人身保護請求」という法的措置であった。こうして展開されたのは、本来は本人の支援をめぐり、本人の最善の利益を求めることで協力し合う関係にあるはずの専門家同士が、それぞれの職権をもって相互に対立し攻撃し合うという構図だった。

【考察】

知的障がい当事者の自己決定を支えるためには、本人が置かれた環境こそが重要だと指摘が先行研究でなされてきた。本章では、本人と福祉支援者が二者関係で行う自己決定支援に成年後見人が加わると、自己決定支援の場にいかなる変化がもたらされたのかを考察する。

第三者機関における異議申立の扱いの変容

知的障がい者支援の場において長年に渡り、本人を支援してきた福祉支援者と親の間には、強い信頼関係が築かれている場合が少くない。ところが親の老年化や親亡き後問題により、とりわけ財産を分かち合う近親者（兄弟姉妹）が本人の処遇に全面的に関与し始めるさいに、問題が生じることがある。そこで成年後見制度を利用しなかった場合との比較を行いながら、論考する。

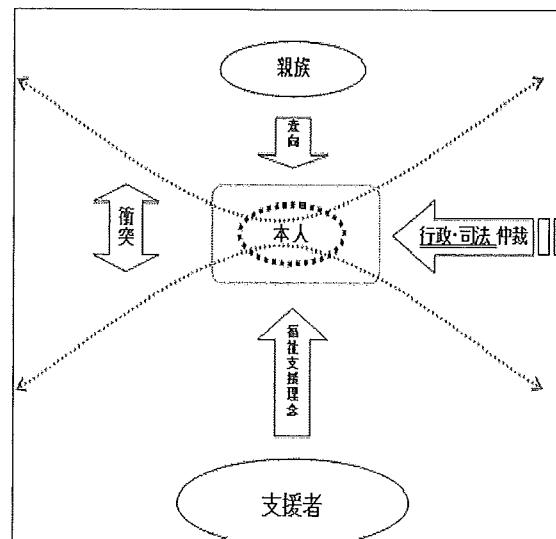


図 1 支援をめぐる親族と福祉支援者間の対立と衝突

近親者が、成年後見制度を持ち出さなかった場合には、本人の処遇についての見解が、たとえ親族と福祉支援者とのあいだで異なり、対立していたとしても、福祉行政などの第三者機関が、本人や親族、福祉支援者、親族を交えた話し合いの場を用意するなど、仲裁のための関与を行うことができる。少なくとも、その余地が残されているといえる。これをあらわしたのが図1である。

しかしながら、親族によって成年後見制度の利用が持ち出された途端この状況は一変する。成年後見人が選任された以上は、本人の正当な代理人は成年後見人となるため、行政においても司法においても、成年後見人が本人の代理として決定した内容に対して、本人の周辺に位置する支援者の主張は聞かれなくなるばかりか、成年後見人の決定に異を唱える利害関係者という構図に状況が移行することすらある。これをあらわしたのが図2である。

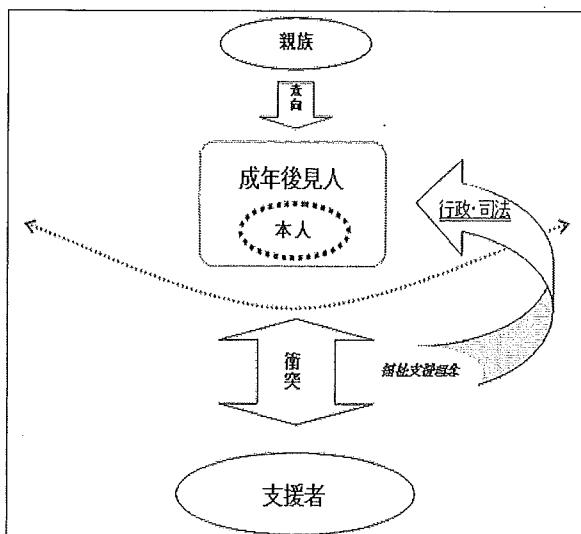


図2 成年後見人の介在による対立(制度利用後)

福祉支援者は場合によっては家族に代わり、数十年にわたって親以上に深い関係性を本人と築いてきたとしても、成年後見人を含めた構図ができると、本人の意思を理解していると思われる福祉支援者の言い分にも、行政や司法がそれに耳を傾ける余地は少なくなる。なぜならば、成年後見人は本人の包括的な代理人であるため、手続き上、成年後見人がおこなった決定に第三者が意義を申し立てたとしても、その決定の正当性はなんら揺らぐものではないからである。成年後見人の本人の法的代行者としての立場、そしてその包括的代行権をまえにして、福祉支援者には為す術がなくなるという立場の圧倒的な非対称の問題が潜んでいる⁹。

この問題がいっそう複雑なのは、成年後見人としての職務に不備があるわけではなく、見方によっては(親族の意向に沿ってではあるが)なすべき事務が忠実に行われているともいえることから、監督官庁として家庭裁判所が咎める行為は見当たらず、なにが問題であるのか、支援者の訴えの本質も理解されない状況にもつながりやすいからである。ここには、裁判官や家庭裁判所調査官が福祉の専門家ではないという成年後見制度の管理・監督をめぐる管轄組織上の問題も含まれている。

福祉職と法律職間にみられる本人意思の取扱

成年後見人と福祉支援者が抱いていた本人意思をめぐるそれぞれの支援観を確認し、ここにみられた違いについて考察する。

知的障がい者の自己決定支援においては、「本人の意思を汲み取ることや支援内容に対する共通認識、共通の達成目標をもつことが重要」(千葉 2003: 62)だと考えられているが、当事例を支援における共通認識/共通目標という観点から振り返ると、専門職間での支援観の違いが浮かび上がる。福祉支援者が本人は当該法人での生活の継続を希望していると主張したのに対し、成年後見人は本人意思の重要性は認めながらも、表明された本人の「意思」を、そのまま本人意思として取り扱うことには慎重であるべきだと考えた。このように、意思の捉え方をめぐって、福祉支援者と法律職である成年後見人との間には、大きな違いがみられた。そして、ここから専門職間の対立/衝突を招くそもそもの要因が生じていた。

福祉支援者が考える知的障がい者の自己決定支援のあり方とは、たとえば愛知県心身障害者コロニー発達障害研究所の職員のことばを引用するならば、「本人の要求が表明されるとともにそれらの要求が日常の作業や生活場面において実現されること」(渡部ほか 1998)として捉えられるものである。ここからは、本人によって表明された意思表示を本人の要求として、それを日常や生活の場で実現できるよう支援していくことが、福祉支援者の自己決定支援のあり方(支援観)であることが分かる。

一方、成年後見人が「本人の意思を鵜呑みにすることはできない」と捉えていたのはなぜか。これは、法律家にとっての知的障がい者の意思表示が、一般的な民法理解においては、以下のように理解されていることと無関係ではない。

民法上の意思とは法律的効果の発生や消滅を決定して欲することであり、それを

外部に表示する行為を意思表示という。契約の申込みや承諾の意思表示、取消しの意思表示などがその典型である（赤沼 2014: 4）。

法律家が民法の範囲で理解する本人の意思表示の捉え方がここには端的に記されている。この観点に従えば知的障がい者の意思表示は、契約行為を担保する「意思」とはいえなくなる。しかしながら、ここからが重要な点であるが、この「意思」理解は民法の一般的な解釈であり、成年後見制度においては、——同じ民法ながら——これとは異なる解釈が必要だといわれる。

たとえば、日本成年後見法学会にて副理事長の立場にある赤沼康弘（弁護士）は、上の記述のすぐあとで、以下の説明を続けるのである。

ただし、民法 858 条の「成年被後見人〔本人〕の意思を尊重」でいう意思に関しては、意向や好惡の感情も含む広い概念だと解されている。それは判断能力を喪失した本人についての意思が問題となる場面だからである。

ここから、本人の意思決定については民法上の一般的な解釈よりも広く捉えるべきであり、成年後見人は、知的障がい者が表示した「意思」を意思として斟酌し、尊重しなければならないとされている。したがって、本人の「意思」をめぐる、福祉支援者と法律専門職の対立や衝突を解く鍵は、うえに示された本人の「意思」理解が、法律職の成年後見人が実務をおこなう上でどれだけ共有された認識となっているかであり、これが成年後見人の支援に問われた課題であることが導かれる。とくに、成年後見人に福祉分野との接点がなく、かつ成年後見人としての活動も浅い場合、前者の民法全般における意思理解に留まる専門職も多いと考えられる。

ステークホルダー間の対立の組み合わせ

今回、本稿が取り上げた事例は、福祉支援者と（親族の意向を受けた）成年後見人とが対立するという図式であった（A 対 BC）。これは今回じつさいに起きたあくまで一事例であり、潜在的には、これ以外にも様々な組み合わせの想定が可能である。

たとえば、親族と福祉支援者が結託し成年後見人が孤立する場合もあるだろう（B 対 AC）。成年後見人の財産管理の透明性が疑われる等により、家庭裁判所に成年後見人の解任請求がなされることも現にあるからである。

ほかに、成年後見人と福祉支援者が結託して親族が孤立する場合（C 対 AB）もありえる。このように、第三者の成年後見人の利用には、この 3 つのパターンによる対立や衝突が顕在化する可能性が常に潜んでいるともいえよう。

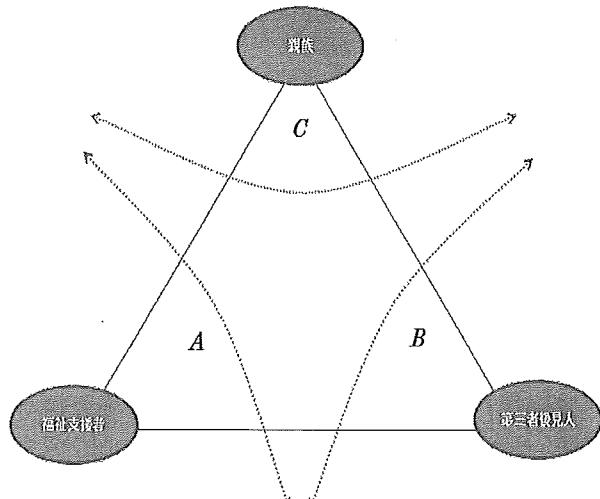


図3 第三者後見人をめぐる対立の組み合わせ¹⁰

【結論】

「成年後見人は、成年被後見人〔本人〕の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行っては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない」（民法 858 条）とある通り、成年後見人が実務を進めていくにあたっては、最善の仕方で本人意思を確認する義務がある。

本稿では、成年後見制度の運用上の問題点について批判的な分析と検討をおこなった。本稿が成年後見人による支援の事例分析を通じて提示するのは、専門職間での本人意思の捉え方と自己決定支援の作法をめぐる違いを相互に考慮し、そのうえで本人を中心として協議する支援会議の場を成年後見人の責任において設けていくことの重要についてである。しかし、意思/自己決定支援への取り組みが、それぞれの成年後見人の努力義務に留まるならば、成年後見人の力量と裁量とに依存した問題になる。ここに、自己決定支援を成年後見制度の運用上の課題として扱う限界がある。本稿の議論を、制度改正につなげた課題として捉えるならば、明示されにくい本人の意思表示を、本人と関わる関係者から徹底的に探り、本人の「ベスト・インテレスト」の追求を成年後見人に義務づけるという（菅 2010）、イギリス型成年後見制度のような仕組みが不可欠となるだろう。本稿の議論は、結果として日本でもこうした法的整備が必要とされていることを示すものとなった。

【付記】

本稿は、公益財団法人明治安田こころの健康財団の研究助成による成果の一部です。本稿の執筆にあたって、度重なるインタビュー調査をご協力いただきました成年後見人、ならびに、福祉支援者の皆様に心より感謝申し上げます。社会福祉法人すばる福祉会の西定春理事長の支援なくして、本研究は成立しませんでした。記してここに御礼申し上げます。

【文献】

- 赤沼康弘, 2014, 「意思と意思表示—法律と福祉のことば⑥」『実践成年後見』51: 4.
- 千葉伸彦, 2003, 「障害のある人の自己決定—重度知的障害者支援に関する一考察」『東北福祉大学大学院総合福祉学研究科社会福祉学専攻紀要』1: 62-7.
- 藤崎宏子, 2000, 「現代家族と『家族支援』の論理」『ソーシャルワーク研究』26(3): 180-6.
- 藤崎宏子, 2006, 「介護の社会化—その問題構成」『法律時報』78(11): 37-4.
- 井上計雄, 2014, 「身上監護における義務と責任—成年後見人等の義務と責任の具体的検討」『実践成年後見』51: 23-30.
- 上山泰, 2008, 『専門職後見人と身上監護』民事法研究会.
- 笠原千絵, 2006, 「他の人ではなく自分で決める—当事者主体の自己決定支援モデル開発に向けたグループホームで暮らす知的障害のある人の参加型調査の分析」『ソーシャルワーク研究』31(4): 295-302.
- 中西正司・上野千鶴子, [2003] 2004, 『当事者主権』岩波書店.
- 沖倉智美, 2013, 「知的障害当事者への意思決定支援をめぐるソーシャルワーカーの専門性」『社会福祉学』54(3): 87-90.
- 最高裁判所, 2014, 「成年後見制度関係事件の概況」, 最高裁判所 HP (2015.06.04, <http://www.courts.go.jp/about/siryo/>).
- 税所真也, 2013a, 「専門職後見人による支援の社会的機能—社会福祉専門職による支援事例の分析」『地域福祉研究』41: 101-12.
- 税所真也, 2013b, 「成年後見制度に対する意見を規定する個人的属性の研究—身上監護と財産管理の観点から」『2012 年度参加者公募型二次分析研究会 成果報告書』東京大学社会科学研究所, 34-50.
- 税所真也, 2014, 「親族後見人から第三者後見人へ—高齢者ケアにおける『管理・調整』主体の変化」『家族関係学』33: 41-55.
- 税所真也, 2015a, 「成年後見人による生活上の意思決定への関与のあり方について—知的障がい者の生活の場をめぐるトラブルの事例から」『ソシオロゴス』39 (近刊).
- 税所真也, 2015b, 「成年後見制度の市町村長申立てにおいて中間集団が果たす機能」『社会福祉学評論』14 (近刊).
- 菅富美枝, 2010, 『イギリス成年後見制度にみる自律支援の法理—ベスト・インテレストを追求する社会へ』ミネルヴァ書房.
- 杉井潤子, 2012, 「脱家族化、そして新たなる家族的関係の構築」『家族関係学』31:25-35.
- 渡部匡隆・望月昭・野崎和子, 1998, 「知的障害をもつ個人の自己決定に基づく QOL の向上—作業場面において本人の要求が実現されるための援助方法の検討」『日本行動分析学会年次大会プログラム・発表論文集』16: 58-9.
- 上山泰・菅富美枝, 2013, 「成年後見制度の理念的再検討」法政大学大原社会問題研究所 菅富美枝編, 『成年後見制度の新たなグランド・デザイン』法政大学出版局, 3-38.

¹成年後見制度には、本人の判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の三類型がある。本稿ではおもに「後見」類型を想定した論考のため、「成年後見人」として記述する。

²本研究の成果報告は、東京大学社会学研究室より 2015 年 9 月発刊の『ソシオロゴス』39 号にも掲載されている(税所 2015a)。本稿とは、事例をはじめとして共通する部分もあるが、『ソシオロゴス』上では本人の「ベスト・インテレスト」を鍵概念とした分析を行なうなど、本稿とは異なる考察と論考が展開されている。

³本人と成年後見人の二者関係の支援事例を分析したものとして税所(2013, 2014)がある。

⁴今回親族に対する接近は行わなかった。代わりに、後述する「人身保護請求」において準備された調書から、親族の主張と見解を把握した。⁵成年後見制度の理念は、本人の「自己決定支援」(上山・菅 2013: 12)であり、「成年後見人が、本来まざ第 1 に行うべきことは、本人がその意向を自ら表現できるように支援すること」(上山・菅 2013: 12)だと考えられている。

⁶当該社会福祉法人の支援担当者は、法人の活動を支援する協賛者に対し、定期的に発行し郵送する会報において、成年後見制度をめぐって当該の事件が起きていることを三回にわたり訴えた。さらに本事案をきっかけとして、知的障がい者支援の領域で志を同じくし、古くから付き合いのある全国の社会福祉法人運営者に協力を呼びかけ、連携して対処するよう提唱した。こうした経緯から社会福祉関係者のあいだではある程度知られた事例である。

⁷本人の成年後見人からの聞き取り情報にもとづく (2015.02.22, 弁護士事務所にて)。

⁸福祉支援者 Y から聞き取りした情報にもとづく (2015.02.22, 当該社会福祉法人にて)。

Y は、X と同法人に所属する職員であり、グループホームで本人と寝起きをともにするなど、支援において、もっとも本人と身近に接する。

⁹成年後見制度の「代行権力」の問題は、中西・上野(2003)によりかねてから指摘されてきた。すなわち、成年後見制度が再び専門家支配とならないよう、1人の当事者に複数の専門職が関与し、「複数の専門家権力によって 1 人の専門家権力を相殺」することができれば望ましい (中西・上野 2003: 180-1) とされる。本稿は、まさに法律職の成年後見人という専門家権力に直面した福祉職が、これといかに対峙していくかを模索するための論考である。

¹⁰本図の作成にあたっては東京大学大学院の演習にて、佐藤健二先生からアイデアを得た。